

令和5年

第1回市議会定例会 意見書案第1号

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年3月6日提出

函館市議会議長 浜野幸子様

提出者	函館市議会議員	板倉一幸
同	同	小山直子
同	同	斉藤佐知子
同	同	福島恭二
同	同	島昌之
同	同	日角邦夫
同	同	見付宗弥

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

2020年4月1日、新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行されました。コロナ禍において、臨時・非常勤をはじめとする自治体職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠です。雇用の安定を図るため、給与水準や労働条件について、同一価値労働同一賃金の促進に則った処遇改善を行うべきです。

しかし、残念ながら賃金・労働条件について、新制度の趣旨・目的とは異なり、常勤職員及び国の非常勤職員との均衡、権衡が図られていない状況にあり、これ以上放置することはできません。

今通常国会に提出される地方自治法改正案において、短時間会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備が行われることは一歩前進と言えますが、課題はまだ残されています。

よって、政府並びに国会は、会計年度任用職員制度の改善を図るため、次の事項について、万全の対策を講ずるよう強く求めます。

記

- 1 所要額調査の定期的な実施など会計年度任用職員の実態を把握すること。
- 2 勤勉手当の支給が円滑に行われるよう必要な財源を確保するとともに、自治体に対する周知啓発を図ること。
- 3 有給の夏季・冬季休暇の付与について、正規・非正規労働者の間で取り扱いが異なることについて、「不合理な格差」にあたるとした最高裁判決も踏まえ、国・地方ともに常勤職員と同じ取り扱いとすること。
- 4 会計年度任用職員の賃金が最低賃金以下とならないよう、給与水準を引き上げること。
- 5 会計年度任用職員の実態や当事者の意見を踏まえ、格差を是正・解消するため、引き続き必要な制度の改善を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年3月 日

函館市議会議長 浜野 幸子